

平成19年度一般会計等決算21件を認定 条例、補正予算、議員提出議案等20件を可決

9月定例会(9月2日~22日)

九月定例会は、九月二日から二十二日までの二十一日間を会期として開催されました。

議案は、平成十九年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定や平成二十年度一般会計補正予算など市長提出議案三十五件、請願二件、議員提出議案六件でした。

これらを慎重に審議した結果、平成十九年度一般会計決算認定について反対討論があり、採決の結果賛成多数で認定されました。その他の議案については、全議案原案のとおり可決されました。また、請願二件については採択となりました。

II 決算 II

○平成十九年度一般会計決算の認定

市税、地方交付税等が予算額以上に確保され、経費節減に努めた結果、歳入総額二百五十八億三千二百七十六万六千円、歳出総額二百五十一億二百六十六万四千円、収支差引七億二千九百五十一万二千円の黒字決算となり、繰越明許費として、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、六億四千三百五十六万七千円の黒字となりました。

○国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

合併協定に基づき、応能・応益割合を医療分については55・45に統一し、住民負担の急激な変動に配慮して税率を不均一課税とし、介護分については50・50として税率を決定し、保険財政の健全運営に努めました。

歳入総額 六十三億六千九百九十九万九千円
歳出総額 六十二億九百五十二万九千九百円
収支差引 一億五千四百四十七万円の黒字決算となりました。また、直営診療施設勘定においては、地域医療の拠点施設として住民の健康維持増進に努めた結果、収支では、五百九十六万六千円の黒字決算となりました。

○老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

診療支払件数が二十一万三千二百六十件、医療費は五十八億九千八百八万円です。

歳入総額

六十億五千五百六十八万六千円

歳出総額

六十億五千五百六十六万五千円

収支差引

八千万円

○介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

保険給付の適正化及び介護保険財政の安定化に努めました結果、保険事業勘定の収支では

歳入総額

三十五億六千二百四十三万九千九百円

歳出総額

三十五億五千五百六十八万八千円

収支差引

四千六百八十三万九千九百円

の黒字決算となり、また、介護サービス事業勘定の収支でも、三百八十二万六千円の黒字決算となりました。

○土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

土地開発基金からの繰入金によって、東邦ゴム跡地、戒右銘周辺整備用地及び永田六丁目工場用地を取得

○公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定

当年度の取引額が、青果部では

五億四千六百二十万六千円で、前年度対比4・6%の増、水産物部では二億六千二百三十九万九千円で、前年度対比7・9%の増、全体では前年対比で5・6%の増となり、会計の収支では、一万二千円の黒字決算となりました。

○工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

小沢工業団地の分譲を促進するため、企業訪問等の誘致活動を展開した結果、誘致が決定した一社に工場用地の売却を行いました。

○佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

分譲地の売却には至らず、一般会計繰入金により、安達地方土地開発公社へ償還金の支払いを行いました。

○安達簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、岩代簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、東和簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

有収水量は前年度対比で、安達簡水が5・1%の増加、岩代簡水が5・2%の増加、東和簡水が1%の増加となった。

また、未普及地域の解消を目指して、吉倉地区、西新殿地区において、それぞれ施設整備工事を実施するとともに、東和地域の拡張事業を行いました。

○安達下水道事業特別会計歳入歳出決算、岩代下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

供用開始面積が百二十七・二haとなり、全体計画面積に対する整備率は60・3%、水洗化率は64・6%となりました。

○茂原財産区特別会計歳入歳出決算、田沢財産区特別会計歳入歳出決算、石平財産区特別会計歳入歳出決算、針道財産区特別会計歳入歳出決算の認定

それぞれ財産区管理会の運営及び財産の適正な維持、管理に努めました。

○工業団地造成事業会計決算の認定

八万館工業団地及び永田六丁目工場用地における分譲活動を推進した。

○宅地造成事業会計決算の認定

予算の執行はありませんでした。平成十九年六月の料金改定により、事業収益

事業費

九億五千五十七万二千円

収支差引

九億二百二十八万円

の黒字となり、消費税・地方消費税抜きでも三千七百五十八万四千円の黒字決算となったところであり、

○下水道事業会計決算の認定

整備率 50・8%

年度末における接続件数

三千二百四件

水洗化率 56・0%

となったところであり、

II 条例 II

○議会議務調査費の交付に関する条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

○二本松市税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、個

人市民税にかかる寄附金税制の拡充など所要の改正を行うもの。

○手数料条例の一部改正

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律等の一部を改正する法律の施行及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

○市営住宅設置条例の一部改正

若宮団地一戸及び茶園団地四戸、計五戸の老朽住宅を用途廃止し、大森団地及び前作団地の位置について、地番との整合を図るため修正を行うもの。

○幼稚園条例の一部改正

現在不均一となっている市立幼稚園の保育料を、負担の公平性を図り段階的に統一するため、所要の改正を行うもの。

II 補正予算 II

○一般会計

平成二十年度一般会計補正予算は、普通交付税本算定結果による歳入の補正、前年度繰越金確定による措置・健全財政運営を図るための措置として、現計予算の総額に歳入歳出それぞれ九億六千四百四十六万六千円を追加し、予算総額二百六十二億九千六百二十九万三千円となりました。

歳出の主なものは、

・ 財政調整基金積立金の増額

・ 地域振興整備事業(名目津の湯整備)の増額

・ 二億円

二千三百二十三万五千円

・ 後期高齢者医療特別会計繰出金の増額

三千六百三十二万七千円

・ 堆肥づくりサポーターセンター整備事業の増額

千二百二十万二千円

・ 道路等維持管理経費の増額

二千九百六十万円

・ 除雪費対策の増額

千二百十万円

・ 岩代文化体育施設整備事業の増額

五千九百七十七万八千円

・ 繰上償還による長期借入金償還元金の増額

四億六千二百九十九万三千円

○ 国民健康保険特別会計

前年度退職者医療療養給付費交付金及び前年度繰越金確定等による歳入であり、歳出では、本年度分の後期高齢者支援金が確定したことによる補正措置を直営診療施設勘定における前年度繰越金確定と特定健康診査関係経費の補正措置。

○ 後期高齢者医療特別会計

保険料の本算定による措置及び経減割合の拡大に伴う措置。

○ 介護保険特別会計

前年度繰越金が確定したことによる措置で国、支払基金及び県の負担金を精算し介護給付費準備基金繰入金を減額、決算剰余金を準備費に留保措置。

○ 安達下水道事業特別会計

○ 岩代下水道事業特別会計

マンホールポンプ等の修繕にかかる措置。

II その他 II

○ 安達地方土地開発公社定款の一部変更

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の変更を行うもの。

○ 二本松市国土利用計画について

地方自治法第二条第四項の規定に基づく二本松市総合計画に即して定める二本松市の区域における国土利用に関する基本的事項について、国土利用計画法第八条第三項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

II 議員提出議案 II

○ 二本松市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

○ 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

国有林を適正に管理するとともに、森林・林業担い手の育成と地域活性化を求める意見書を政府関係機関に提出するもの。

○ 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書の提出について

義務教育費国庫負担比率を二分の一に還元すること等を求める意見書を政府関係機関に提出するもの。

○ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

「過疎地域自立特別支援法」が平成二十二年をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることを求める意見書を政府関係機関に提出するもの。

○ 月刊誌報道に対する説明責任を果たすことを求める決議

月刊誌により「二本松市の三保恵一市長」と公然と指摘された衝撃的な内容について、事の真偽を含め市民、議会に対し市長の説明責任を果たすことを求めるもの。

○ 市発注工事の工事遅延等の調査に関する決議

市発注工事の工事遅延等の調査を行う特別委員会(百条委員会)設置を決議するもの。

行財政改革調査特別委員会中間報告

借入金残高増、基金残高減に懸念

今年度、重点的に調査及び検討していく項目について、協議を行い、市政改革集中プラン行動計画の進捗状況の調査、二本松市長期総合計画、実施計画、財政計画の調査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で採用される新指標の調査、議会改革の具体的な内容を決定し提案していくことを決定した。

議会改革のうち、「議員定数と議員報酬については新たな試みとして、学識経験者や専門家に調査をさせることができる「専門的知見」の活用を踏れないか検討すべきである」との意見等も出されたところである。

次に、「二本松市政改革集中プラン行動計画改訂版」の実施状況について厳しく検証を行った。この中で、「集中プランの改革効果額が約26億円、一方、三位一体改革の影響額が約70億円。その差44億円はどのように穴埋めしたのか。」との質疑があり、「現在進めている改革だけでは、この差額は埋まっておらず、基金の大幅な取崩しや新たな借入金の増加により対応している。」との答弁があった。

次に、「財団法人二本松菊栄会が経営健全化し、8,033万円の収支改善があった」と記載されているが、平成19年度には約1億8千万円近くも赤字補填されているのに、収支改善されているとの表現はふさわしいのか。」との質疑があり、「表現等について、推進本部会議で検討する。」との答弁があった。

さらに、市の財政調整基金残高を、平成15年度末と平成19年度末と比較すると18億3,407万円(61.1%)の大幅減少。一方、一般会計の起債残高は、平成15年度末287億4,532万円に対して、平成20年度末の見込みの比較で24億7,239万円も増加した。しかし今後も、駅前交流拠点施設など大規模な公共事業が見込まれており、将来の財政状況には大きな不安が残る。新たな借金や基金の取崩しに頼らない行財政運営の確立が急務ではないのか。」との意見も出された。

今後、委員会では、健全な財政運営のあり方についての中で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で採用される新指標を調査し、二本松市の財政状況について検証しつつ、前回の中間報告で提言した項目がどの程度実現されているかについても調査していくことを決定しました。

討論

■議案第100号平成19年度二本松市一般会計歳入歳出決算の設定について 齋藤広二議員

一般会計では、市政改革により、4年間で経費を26億円削ったが、国からの地方交付税が70億円も削られ、市民サービスに影響が出ています。また国は、後期高齢者医療制度創設における電算システム委託料の7割を市に押しつけています。水道会計では、11%値上げで約3,800万円の黒字となり、累計赤字解消も3年から2年に短縮される見込みです。しかし、共産党は、市民負担が重くなることから、7%値上げの修正案を提案してきました。

■議案第101号平成19年度二本松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の設定について 菅野 明議員

前年度黒字額を全額繰り入れ保険税の値上げを抑え、低所得者に対する申請減免制度を設けるなど評価する。しかしながら、市民生活は依然として厳しく昨年は65歳以上の方の年金控除が縮小、老年者控除廃止、住民税非課税措置の廃止など市民にとって大きな負担増となった。値上げの最大の要因は、市国保会計に対し国の負担割合を大幅削減されたことにあり、国の負担を元に戻すことにより保険税引き下げは可能である。国の予算の使い方を変えるべき。

■議案第126号二本松市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について 平 敏子議員

平成21年度は安達で500円、岩代・東和で1,000円引き上げて5,000円で統一し、平成22年度はさらに安達、岩代、東和で900円引き上げ、二本松地域の5,900円の国基準に統一していくというもので反対です。

公立保育所の保育料は、合併協定で国基準の80%とされました。これを幼稚園の保育料にあてはめれば、二本松地域は引き下げに、安達、岩代、東和は提案されているような引き上げになりません。

■議員提出議案第10号月刊誌報道に対する説明責任を果たすことを求める決議について 中田涼介議員

今回の提出議案は、某月刊誌の報道をもとにし、公人としての市長の私生活に渡る事柄の説明責任を求めるものである。しかし、過去の最高裁の判例によれば、自治法第132条「他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」の解釈は「議会での公人の扱いは職務上必要な限度を超えて、個人の問題に入ってはいけない。」とし、議会での議論は制限され、議会としての市長への説明責任の要求自体、なんら法的根拠を持たない。本議会の権威と品位の保持の視点からも、採択には反対するものである。

■市発注工事の工事遅延等の調査に関する決議について 小林 均議員

公文書虚偽記載問題について既に市当局は、処分と対策を実施しており、議会としても議長名で再発防止の徹底を市長に申し入れた。6月定例会、7月臨時会の2回にわたり深夜にまで及ぶ徹底した委員会審査が行われ、一応の決着がついたと考える。まして、本9月定例会で決算を認定しながら、自ら認定した議案に対してそれは間違っていたという様なものである。100条委員会は議員にとって「伝家の宝刀」であり、安易に抜くべきではない。

■市発注工事の工事遅延等の調査に関する決議について 平塚與志一議員

調査事項については、三事業工事について調査したいとの事だが、6月定例会、7月臨時会において審議し、具体的な内容が明らかになっている。明らかになっていることをわざわざ百条委員会を作る必要はないと思う。仮に設置したならば、本市だけでなく、他自治体・他団体に迷惑がかかる。この委員会を設置するに当たり、多数を持っているからと一会派にて設置する事は、あまりにも拙速ではないか。以上の事から百条委員会の設置には、反対する。

市発注工事遅延等調査特別委員会設置 (百条委員会)

六月定例会において市発注工事に係る工事評定表(公文書の工事完了日時等に虚偽の記載がされていたことが発覚しました。実際は工事契約期間を大幅に遅れ四月に完了していたにも関わらず、三月の年度内に工事が完了したと記載されていたものです。

市当局としては、市長をはじめ関係した職員の見解を問うたところではありましたが、公文書虚偽記載については、刑法156条にある一年以上十年以内の懲役という極めて重大な犯罪行為に該当する恐れがあります。

そこで、なぜこのような虚偽の記載がされたのか原因が未だに解明されず再発防止策が不透明、さらには議員による資料請求にも、市当局の積極的な協力が得られなかったことから、議会の伝家の宝刀といわれる地方自治法100条に基づく調査権を有する特別委員会を、賛成多数により設置することになりました。

調査事項

平成十九年度の

○地方特定道路整備事業

福岡・鶴巻線(二工区)道路改良工事

○まちづくり交付金事業

二本松・安達線側道路歩道設置工事及び公共下水道事業舗装復旧工事(補助その一)

に係る二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領の適用に至る経緯及び今後の工事発注・管理事務のあるべき姿に関する事項

調査権限

地方自治法100条1項及び同法98条1項の権限を特別委員会に委任する委員会の構成は次の通りです。

委員長	佐藤源市	副委員長	平栗征雄
委員	齋藤康晴	本多勝実	安部匡俊
	野地久夫	齋藤賢一	鈴木利英
			新野 洋
			中沢武夫

地方自治法100条

1 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務)にあっては、労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては、国の安全を害する恐れがあること、その他の事由により議会の調査対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。に
関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。